

山口県立下関武道館 利用料金減免等基準

令和6年4月1日現在

専用利用

区分	内容	減免率	対象団体等
1	児童、生徒若しくは学生(学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合	50% ※山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例別表第1備考(二)、(八)による	県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、高等専修学校、専門学校、特別支援学校
2	体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合		山口県スポーツ協会、下関市スポーツ協会、下関市スポーツ少年団、下関市小学校体育連盟、下関市中学校体育連盟、山口県高等学校体育連盟、山口県高等学校野球連盟下関支部 上記団体の加盟団体
3	準備又は撤去の為に使用する場合		減免対象団体以外が使用する場合
4	公益上特に必要があると認めるときその他特別な理由があると認める場合	50%	
	スポーツによるまちづくり、又は体育並びに文化の振興を(1)目的とし、営利若しくは宣伝を目的としない活動で次のいずれかに該当する場合		
	① スポーツによるまちづくりを目的とする公共的団体が使用する場合		下関市スポーツ推進委員協議会、県内に所在する総合型地域スポーツクラブ、県内に所在する公益法人又はNPO法人(法人格を有しない構成団体を含む)、県内の複数市町において広域的に活動を行う非営利団体
	② 体育、文化の振興を目的とする公共的団体が使用する場合		区分2の対象団体がアマチュアスポーツの用途以外で使用する場合 下関市レクリエーション協会 下関市文化連合参加団体
	③ 県や市町が主催(市町が参画する実行委員会による場合も含む)、共催若しくは後援する行事		ねんりんピック実行委員会、ツールド下関実行委員会など
	④ 県内の障がい者の団体が使用する場合		
	⑤ 幼稚園又は保育園等の幼児が教育上使用する場合		
	⑥ 指定管理者が施設の使用促進を目的として使用する場合		
	⑦ スポーツによるまちづくりを目的として県知事が運営する協議会に所属する団体が、スポーツ又は文化の振興を目的として使用する場合		
	⑧ その他、県知事が特別の理由があると認めるとき		

個人利用

1	下関市内に居住する65歳以上の者が使用するとき(面貸しの施設においては、使用する者全員が下関市内に居住する65歳以上の場合のみ該当)	50%	住所及び年齢を証明するに足る公の機関の証明書類(免許証・健康保険証等)の提示
---	--	------------	--